

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険の資格管理、保険給付及び国民健康保険税の賦課に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ①国民健康保険の資格の管理 ②国民健康保険の保険給付の管理 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の賦課 ⑤国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業に係る保険税の軽減)
③システムの名称	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等システム ・オンライン資格確認等システム ・国民健康保険市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険資格ファイル ・国民健康保険給付ファイル ・国民健康保険税賦課ファイル ・国民健康保険税収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表24、44の項 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 3 住民基本台帳法第30条の9 別表第1の73の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 1,2,3,5,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (情報照会の根拠) 48,69,70,71の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保険年金課 ☎0979-62-9067
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保険年金課 ☎0979-62-9067
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、中津市に住民記録が存在しない対象者を国民健康保険に加入させる際には、本人からのマイナンバーの取得（マイナンバーが記載された住民票の提出を求める等）を徹底している。その登録の際には、複数人でのチェックを行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> [<input type="checkbox"/> 十分である] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	国民健康保険に係る業務を行うPC端末へのログインは登録されたID、パスワード、静脈認証が必要となっており、外部の者が不正に利用することを防いでいる。また、特定個人情報を含むUSBメモリは使用簿の記録および管理者の許可を得て使用しており、リスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/3/31	2017/3/31	事後	再評価に伴い修正
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/3/31	2017/3/31	事後	再評価に伴い修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2017/3/31	2018/3/31	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2017/3/31	2018/3/31	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	今永 正直	榎本 常志	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2018/3/31	2019/3/31	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/3/31	2019/3/31	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行なっている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等システム ・オンライン資格確認等システム	事前	制度改正
令和2年4月1日	3. 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項及び別表第一の16及び30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条	1 番号法第9条第1項及び別表第一の16及び30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正
令和2年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②部署	生活保険部保険年金課	生活保健部保険年金課	事後	誤字
令和2年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 榎本 常志	保険年金課長	事後	所属長の役職名のみに修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の27及び42の項 ・別表第二省令第20条及び第25条	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の27及び42の項 ・別表第二省令第20条及び第25条	事後	法令上の根拠規定の記載内容追加に伴い修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-62-9067	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等システム ・オンライン資格確認等システム	・国民健康保険システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等システム ・オンライン資格確認等システム ・国民健康保険市町村事務処理標準システム	事後	
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活保健部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	機構改革による部名変更
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	中津市生活保健部保険年金課	中津市健康福祉部保険年金課	事後	機構改革による部名変更
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一の16及び30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 4 住民基本台帳法第30条の9 別表第一の73の2の項	1 番号法第9条第1項及び別表第一の16及び30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 4 住民基本台帳法第30条の9 別表第一の73の2の項	事後	法改正に伴う法令上の根拠の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一の16及び30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 4 住民基本台帳法第30条の9 別表第1の73の2の項	1 番号法第9条第1項及び別表24、44の項 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 3 住民基本台帳法第30条の9 別表第1の73の2の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の27及び42の項 ・別表第二省令第20条及び第25条	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 1,2,3,5,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (情報照会の根拠) 48,69,70,71の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、中津市に住民記録が存在しない対象者を国民健康保険に加入させる際には、本人からのマイナンバーの取得(マイナンバーが記載された住民票の提出を求める等)を徹底している。その登録の際には、複数人でのチェックを行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	8) 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	国民健康保険に係る業務を行うPC端末へのログインは登録されたID、パスワード、静脈認証が必要となっており、外部の者が不正に利用することを防いでいる。また、特定個人情報を含むUSBメモリは使用簿の記録および管理者の許可を得て使用しており、リスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴い追加